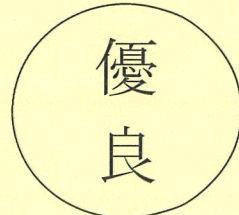


産業廃棄物処分業許可証



住所 札幌市東区北丘珠5条4丁目5番7号
名称 北清企業 株式会社
代表取締役 川井 千香子

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証します。

札幌市長 秋元 克 広



許可の年月日 令和 3年 2月 1日
許可の有効年月日 令和 10年 1月 31日

1 事業の範囲（一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(1) 選別（混合廃棄物（廃OA機器又はこれに類するものを除く。）に限る。）

- ア 廃プラスチック類
- イ 紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
- ウ 木くず（裏面に記載されているものに限る。）
- エ 繊維くず（裏面に記載されているものに限る。）
- オ ガラスくず、コンクリートくず（（陶磁器、磁器、磁器類を除く。））及び陶磁器くず
- カ 金属くず
- キ がれき類
- ク ゴムくず
- ケ 廃油（防水材に限る）

以上9種類は水銀使用製品産業廃棄物であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

(2) RPF製造（(1)で選別したものに限る。）

- ア 廃プラスチック類
- イ 紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
- ウ 木くず（裏面に記載されているものに限る。）
- エ 繊維くず（裏面に記載されているものに限る。）

以上4種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

(3) 破碎（(1)で選別したものに限る。）

- ア 廃プラスチック類
- イ 木くず（裏面に記載されているものに限る。）

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

(4) 選別（廃石膏ボードに限る。）

- ア 紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
- イ ガラスくず、コンクリートくず（（陶磁器、磁器、磁器類を除く。））及び陶磁器くず

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

(5) 破碎（(4)で選別した廃石膏ボードに限る。）

- ア 紙くず（裏面に記載されているものに限る。）
- イ ガラスくず、コンクリートくず（（陶磁器、磁器、磁器類を除く。））及び陶磁器くず

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀使用製品産業廃棄物であるものを除く。

(6) 破碎（廃蛍光管に限る。）

- ア 金属くず
- イ ガラスくず、コンクリートくず（（陶磁器、磁器、磁器類を除く。））及び陶磁器くず

以上2種類は石綿含有産業廃棄物であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

(7) 選別（廃乾電池、廃OA機器又はこれに類する機器、自転車、オフィスから排出される事務用品類に限る。）

- ア 汚泥
- イ 廃プラスチック類
- ウ 金属くず
- エ ガラスくず、コンクリートくず（（陶磁器、磁器、磁器類を除く。））及び陶磁器くず
- オ ゴムくず

以上5種類は石綿含有産業廃棄物であるもの及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。

2 事業の用に供する施設

種類	設置場所	設置年月日	処理能力	産業廃棄物処理施設	
				許可年月日	許可番号
(1)選別	北区篠路	平成10年11月1日	51.07 t/日		
(2)RPF製造	町拓北6番	平成24年11月1日	16.6 t/日		
(3)破碎	591、6番 625	平成24年11月1日	15.2 t/日(廃プラ) 24.2 t/日(木くず)	平成24年6月19日	札事産施許可 第12-01号
(4)選別	東区北丘 珠3条4丁 目1番5号	令和元年6月11日	45 m ³ /日		
(5)破碎		平成15年2月15日	45 m ³ /日		
(6)破碎		平成17年10月25日	6.0 t/日		
(7)選別		平成17年10月25日	15 m ³ /日		

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成11年 1月13日	新規許可	平成31年 1月13日	更新許可
平成15年 2月28日	変更許可(上記1(5)の追加)	令和元年 7月19日	変更許可(上記1(4)の追加)
平成16年 1月13日	更新許可	令和元年11月20日	変更許可(上記1(1)のク、ケ及び1(7)のオの追加)
平成18年 3月 8日	変更許可(上記1(6)、(7)及び廃プラスチック類の破碎施設(記憶媒体の減容に限る。)の追加)	令和 3年 2月 1日	更新許可(優良認定の付与)
平成21年 1月13日	更新許可		
平成24年12月20日	変更許可(上記1(2)、(3)の追加)		
平成26年 1月13日	更新許可		
平成27年 8月25日	事業の一部廃止届出(廃プラスチック類の破碎施設(記憶媒体の減容に限る。)の廃止)		

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

なし

○紙くず

- ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)に係るもの。
- ・出版業(印刷出版を行うものに限る。)に係るもの。
- ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業に係るもの。
- ・製本業及び印刷物加工業に係るもの。

○木くず

- ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係るもの。
- ・パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業に係るもの。
- ・貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む。)に係るもの(業種限定なし)

○繊維くず

- ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)
- ・繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの。

書換交付

令和 4年 5月25日

事由 代表者の記載変更

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内(適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内)に、札幌市(訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。